

岐阜市中央卸売市場再整備事業
施設整備工事

入札説明書

令和 8 年 6 月
(令和 8 年 7 月 修正)

岐阜市

目次

第1 入札説明書の定義.....	1
第2 工事概要	2
1. 工事名称	2
2. 発注者.....	2
3. 工事場所	2
4. 施設の概要.....	2
5. 発注方式	2
6. 工期.....	2
7. 工事の範囲.....	2
第3 一般競争入札参加資格及び条件	3
1. 入札参加資格要件等	3
2. 入札に係る留意事項等.....	8
第4 代金の支払い条件等	10
1. 入札保証金	10
2. 契約保証金	10
3. 予定価格.....	10
4. 各年度の支払限度額	10
5. 賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更について.....	10
6. 工事費に関する取り決め	10
第5 日程.....	12
1. 入札公告	12
2. 現地見学会申込受付期間.....	12
3. 現地見学会.....	12
4. 入札参加に係る質問書の提出期間	12
5. 入札参加に係る質問書の回答期限	12
6. 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期間	12
7. 一般競争入札参加資格結果通知.....	12
8. 本工事に係る質問書の提出期間.....	12
9. 本工事に係る質問書の回答期限.....	12
10. 官民対話に関する質問及び参加申請受付期間	12
11. 官民対話.....	12
12. 官民対話に関する質問回答の期限	12
13. 技術提案書の提出期間.....	13
14. 応札期間.....	13
15. 開札	13

16. 落札者の決定	13
第6 資料の閲覧	15
1. 受付期間	15
2. 申込方法	15
第7 現地見学会	16
1. 開催日	16
2. 参加方法	16
3. 開催場所	16
第8 入札参加に係る質問提出及び回答	17
1. 提出期間	17
2. 提出方法	17
3. 質問に対する回答	17
第9 一般競争入札参加資格確認申請書の提出及び確認（一次審査）、結果通知	18
1. 提出期間	18
2. 提出方法	18
3. 入札参加資格結果通知	18
4. 留意事項	18
第10 本工事に係る質問提出及び回答	19
1. 提出期間	19
2. 提出方法	19
3. 質問に対する回答	19
第11 官民対話	20
第12 入札の辞退	21
第13 技術提案書の提出	22
第14 入札及び開札	23
1. 応札期間	23
2. 開札日	23
3. 入札場所	23
4. 入札書等の提出について	23
5. 発注者が紙入札方式への変更を認めた場合	23
6. その他	23
第15 入札の中止等	24
第16 落札者の決定等	25
1. 落札者の決定方式	25
2. 落札者の決定方法	25
3. 評価内容の担保	26

第17 その他	27
1. 問合せ先.....	27
2. その他.....	27

第 1 入札説明書の定義

この入札説明書は、「岐阜市中央卸売市場再整備事業施設整備工事」（以下「本工事」という。）を実施する者を総合評価落札方式による一般競争入札により選定するため、必要事項等を定めたものである。

また、以下の別添資料は、入札説明書と一体のもの（以下、入札説明書と別添資料をあわせて「入札説明書等」という。）であり、入札参加や技術提案書等の作成に当たっては入札説明書等を精読の上、遺漏の無いようにすること。

別添資料 1：要求水準書

別添資料 2：一般競争入札参加資格確認申請書提出要領

別添資料 3：技術提案書の提出依頼について

別添資料 4：岐阜市中央卸売市場再整備事業施設整備工事契約約款

第 2 工事概要

1. 工事名称

岐阜市中央卸売市場再整備事業施設整備工事

2. 発注者

岐阜市 岐阜市長 柴橋 正直

3. 工事場所

岐阜市茜部新所 2 丁目 5 番地 ほか

4. 施設の概要

要求水準書による

5. 発注方式

設計施工一括発注方式

6. 工期

契約締結日から令和 16 年 3 月 17 日まで

7. 工事の範囲

要求水準書による

第3 一般競争入札参加資格及び条件

本件一般競争入札に参加できるのは、下記1.(1)及び(2)の条件をすべて満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、発注者から共同企業体として資格認定を受けた者とする。

1. 入札参加資格要件等

(1) 参加資格要件等

ア. 総則

- ① 岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第18条第1項及び岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）の規定により岐阜市競争入札参加資格審査を公告の日前1か月までに受けた者で、かつ、申請書受付期間の最終日から本契約締結日までの間に岐阜市競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。
- ② 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）第2条第1項の規定に基づく資格停止を申請書受付期間の最終日から本契約締結日までの間に受けていないこと。
- ③ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- ④ 建設業務を担う者（共同企業体においては構成員も含む。）は、市発注の建設業法（昭和24年法律第100号）で定める建築一式工事（以下「建築一式工事」という。）に係る岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定点の過去2年度（令和6年度及び令和7年度）の平均点が65点以上であること。過去1年度しか受注実績のない場合は、当該年度の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。過去2年度に遡って受注実績のないときは、65点とみなす。
- ⑤ 本件一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

- A) 親会社と子会社の関係にある場合
- B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(A)については、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は再生手続が係属中の会社である場合を除く。

- A) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- B) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)及び(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑥ 建設業務を担う者は、次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

（ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

（イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

（ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

- ⑦ 建築一式工事の総合評定値は、経営事項審査結果通知書のうち、一般競争入札参加資格確認申請書提出時において最新のものとする。

- ⑧ 主観点数は、建築一式工事の岐阜市競争入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領（平成 16 年 5 月 19 日決裁）に基づく令和 8 年度主観点数とする。

- ⑨ 配置予定技術者は、入札参加資格確認申請の日以前 3 か月以上の雇用関係にある者とする。

- ⑩ 次に掲げる者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、次に掲げる者の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- ・ 株式会社日立建設設計
- ・ 弁護士法人ほくと総合法律事務所

- ⑪ 次のいずれにも該当しないこと。

（ア）岐阜市建設工事総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）関係者に直接、間接を問わず入札に関して不正な接触又は要求をした場合

（イ）審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

（ウ）公告等の規定に違反すると岐阜市長が認める場合

（エ）指定する様式（以下「様式」という。）によらない場合

（オ）提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

（カ）様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

（キ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

（ク）許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合

（ケ）虚偽の記載があるもの又はすでに発表されたものと同一、若しくは盗用した疑いがあると認められる場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。）

- ⑫ その他、岐阜市競争入札心得（平成 10 年 10 月 1 日決裁）による。

イ. 共同企業体に関する事項

- ① 本工事全体施工に係る特定建設工事共同企業体の組成形態は、以下のとおりとする。

「設計業務を担う者＋工事監理業務を担う者＋建設業務を担う者」

なお、共同企業体においては、「建設業務を担う者」を代表構成員（「建設業務を担う者」において共同企業体を組成する場合はその代表構成員）として定めることと

し、本工事全体施工に係る共同企業体の代表構成員が入札に係る手続きを行うこととする。

- ② 兼務については、以下のとおりとする。
- ・ 設計業務を担う者（又は設計業務を担う各構成員）は工事監理業務を担う者（又は工事監理業務を担う各構成員）を兼ねてもよい。
 - ・ 設計業務を担う者（又は設計業務を担う各構成員）は建設業務を担う者（又は建設業務を担う各構成員）を兼ねてもよい。
 - ・ 建設業務を担う者（又は建設業務を担う各構成員）は工事監理業務を担う者（又は工事監理業務を担う各構成員）を兼ねることができない。
- ③ 構成員数については、以下のとおりとする。
- ・ 建設業務を担う者は最大4者によって構成されるものとする。
 - ・ 設計業務を担う者及び工事監理業務を担う者は最大2者によって構成されるものとする。
- ④ （ア）建設業務を担う者は単独施工方式、共同施工方式のいずれかを選択すること。
- ・ 単独施工方式：建設業務を担う者が1者のみの場合
 - ・ 共同施工方式：建設業務を担う者が2者以上の構成員からなり、建設業務を担う構成員による共同企業体（以下、「建設業務共同企業体」という。）が一体となって施工する共同施工方式を希望する場合
- （イ）設計業務を担う者及び工事監理業務を担う者は単独施工方式、共同施工方式、分担施工方式のいずれかを選択すること。
- ・ 単独施工方式：設計業務を担う者及び工事監理業務を担う者が1者のみの場合
 - ・ 共同施工方式：設計業務を担う者及び工事監理業務を担う者が2者の構成員からなり、設計業務を担う構成員及び工事監理業務を担う構成員による共同企業体が一体となって施工する共同施工方式を希望する場合
 - ・ 分担施工方式：設計業務を担う者及び工事監理業務を担う者が2者の構成員からなり、設計業務を担う構成員及び工事監理業務を担う構成員による共同企業体の各構成員が自分の分担工事を施工する分担施工方式を希望する場合
- ⑤ 建設業務を担う者が共同施工方式の場合、建設業務共同企業体における各構成員の出資比率は次のとおりとし、代表構成員の出資比率が最大であること。
- （ア）建設業務を担う構成員数が2者の場合
- 代表構成員が70%以下、第2構成員が30%以上とする。
- （イ）建設業務を担う構成員数が3者の場合
- 代表構成員が60%以下、第2構成員及び第3構成員がそれぞれ20%以上とする。
- （ウ）建設業務を担う構成員数が4者の場合
- 代表構成員が55%以下とし、第2構成員、第3構成員及び第4構成員がいずれも15%以上とする。
- ⑥ 設計業務を担う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、設計業務を担う構成員数が2者の場合、設計業務の代表構成員が（エ）を満たすこと。
- （ア）岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （イ）岐阜市内に本店を有すること。ただし、本店が岐阜市競争入札参加資格審査

の申請において所在地として登録されていること。

(ウ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に定める建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の登録を行っていること。

(エ) 次の条件を全て満たす管理技術者（設計）を契約締結日から配置できること。

A) 一級建築士の資格を有すること。

B) 入札参加資格確認申請の日以前 3 か月以上の雇用関係にあること。

⑦ 工事監理業務を担う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、工事監理業務を担う構成員数が 2 者の場合、そのうち工事監理業務の代表構成員が (エ) を満たすこと。

(ア) 岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 岐阜市内に本店を有すること。ただし、本店が岐阜市競争入札参加資格審査の申請において所在地として登録されていること。

(ウ) 建築士事務所の登録を行っていること。

(エ) 次の条件を全て満たす管理技術者（工事監理）を要求水準書に基づく建設業務の着手日から配置できること。

A) 一級建築士の資格を有すること。

B) 入札参加資格確認申請の日以前 3 か月以上の雇用関係にあること。

⑧ 建設業務を担う者で、単独施工方式を選択した者、又は建設業務共同企業体の代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(ア) 岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 岐阜市内に本店、支店又は営業所を有すること。ただし、本店、支店又は営業所が岐阜市競争入札参加資格審査の申請において所在地として登録されていること。

(ウ) 建築工事業に係る建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業（以下「特定建設業」という。）の許可を受けていること。ただし、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において所在地として登録されている本店、支店又は営業所において該当業種の許可を受けていること。

(エ) 建築一式工事の総合評定値及び主観点数の合計が 1300 点以上であること。

(オ) 直近 10 か年度以内及び入札公告日の属する年度の申請期限日までに完成引渡し済の済んだ官公庁等発注の建築一式工事において、共同企業体の代表構成員若しくは出資比率 30% 以上の構成員として、次の A) 又は B) の元請施工実績を有すること。

A) 新築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の改築を含む。）又は増築工事で、請負金額（共同企業体受注の場合、請負金額に出資比率を乗じた額）が 49 億 4500 万円以上であること。

B) 耐震改修又はその他改修工事で、請負金額（共同企業体受注の場合、請負金額に出資比率を乗じた額）が 24 億 7500 万円以上であること。

(カ) 次の条件を全て満たす統括責任者を契約締結日から配置できること。なお、統括責任者は、管理技術者（設計）、現場代理人及び監理技術者のうち 1 つを兼ねることができる。

- A) 一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。
- B) 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。
- (キ) 現場代理人及び次の条件を全て満たす専任の監理技術者を要求水準書に基づく建設業務の着手日から配置できること。
 - A) 建築一式工事に係る監理技術者の資格を有すること。
 - B) 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。
- ⑨ 建設業務を担う第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (ア) 岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (イ) 岐阜市内に本店、支店又は営業所を有すること。ただし、本店、支店又は営業所が岐阜市競争入札参加資格審査の申請において所在地として登録されていること。
 - (ウ) 建築工事業に係る建設業法第3条第1項第1号の規定による一般建設業（以下「一般建設業」という。）の許可又は特定建設業の許可を受けていること。ただし、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において所在地として登録されている本店、支店又は営業所において該当業種の許可を受けていること。
 - (エ) 建築一式工事の総合評定値及び主観点数の合計が950点以上であること
 - (オ) 次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を要求水準書に基づく建設業務の着手日から配置できること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する請負金額以上となる場合、専任にて配置できること。
 - A) 建築一式工事に係る監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有する者であること。
 - B) 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。
- ⑩ 建設業務を担う第3構成員及び建設業務を担う第4構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (ア) 岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (イ) 岐阜市内に本店を有すること。ただし、本店が岐阜市競争入札参加資格審査の申請において所在地として登録されていること。
 - (ウ) 一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。ただし、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において所在地として登録されている本店において該当業種の許可を受けていること。
 - (エ) 建築一式工事の総合評定値及び主観点数の合計が790点以上であること。
 - (オ) 次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を要求水準書に基づく建設業務の着手日から配置できること。また、建設業法施行令第27条に規定する請負金額以上となる場合、専任にて配置できること。
 - A) 建築一式工事に係る監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有する者であること。
 - B) 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。
- ⑪ その他、共同企業体の組成等については、岐阜市特定建設工事共同企業体取扱要領（平成21年3月30日決裁）による。

（２） 入札参加条件に係る市内本店業者の活用率に関する事項

- ア. 本工事の契約金額（変更契約があった場合は、変更後の契約金額。以下「契約金額」という。）の 5%以上の金額を、岐阜市内に本店を有する業者に対し、一次下請契約及び建築資機材発注（受注者からの直接発注に限る。）すること。
- イ. 市内本店業者の活用率（以下「活用率」という。）は次の式により算出する。
- 活用率（％）
- $$= \{ (\text{市内本店業者への一次下請金額} + \text{市内本店業者への建築資機材発注金額}) / (\text{契約金額}) \} \times 100$$
- ウ. 工事完成時に活用率が契約金額の 5%以上とならない場合は、契約金額に 5%から実際の活用率を減じた割合を乗じて得た額に相当する額を、違約金として発注者に支払うものとする。
- エ. 活用率の算出に用いる変更後の契約金額に相当する額は、変更の原因等を発注者と協議した上で決定する。

２. 入札に係る留意事項等

（１） 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

（２） 費用負担

本工事の入札にかかる費用は、全て入札参加者の負担とする。

（３） 提案書類の取り扱い

ア. 提案書類の取り扱い

入札参加者より提出を受けた提案書類は、返却しないものとする。

イ. 著作権等

発注者が示した図書の著作権は発注者に帰属し、技術提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、発注者は、本工事においての公表時及びその他発注者が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ技術提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

技術提案書は、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年条例第 28 条）に基づく公文書公開請求の対象となり、公文書公開請求があった場合には、情報公開条例に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する。公文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、情報公開条例等に基づき、発注者において決定するので、発注者が必要と認める場合を除き、意見照会を行わない。法人に関する情報は、公開により受ける損害が具体的に認められる場合を除き、原則として公開する。

ウ. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等

を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

エ. 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微なものや発注者から指示する場合を除き、認めないものとする。

オ. 追加提出書類

発注者は、必要と認めた場合、追加的に書類の提出を要求することがある。

(4) 発注者からの提示資料の取扱い

発注者が本工事に関して提示する資料は、本工事に係る入札参加に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(5) 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

第4 代金の支払い条件等

1. 入札保証金

岐阜市契約規則第3条の規定により免除とする。

2. 契約保証金

受注者は、岐阜市契約規則第11条の規定により、契約金額が500万円以上の場合、契約金額の10%に相当する金額を納付しなければならない。

ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等の有価証券、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証により契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

3. 予定価格

本工事の予定価格は、4,940,463千円である。

4. 各年度の支払限度額

各会計年度における支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

なお、現時点では、各年度の支払限度額を下表のとおり想定しているが、入札参加者の提案、予算の都合その他必要があるときは変更することがある。また、令和9年度以降は設計を踏まえ、変更することがある。

支払時期	支払限度額
令和8年度	8,979,000円
令和9年度	44,969,400円
令和10年度	434,838,600円
令和11年度	1,193,722,200円
令和12年度	830,605,600円
令和13年度	1,418,222,300円
令和14年度	484,985,800円
令和15年度	524,140,100円

5. 賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更について

物価指数は、一般財団法人建設物価調査会「建設物価 建築費指数」を基に発注者が算出する指数を使用する。

物価指数算出の起算日は入札公告日とする。

6. 工事費に関する取り決め

本工事に係る入札時及び契約締結以降の工事費の取扱いについて、下記のとおり想定している。

（１） 入札・契約段階

入札時、工事費（総額）を提出する。なお、電子入札システムを通じ、工事費内訳書を提出する。

契約時に、上記を年度に割付したものを提出する。発注者は予算・補助金等の検討に用いる。

（２） 単価・数量の確定段階

契約締結以後、工事費内訳書を提出し、単価・数量を確定する。

まず、当初時点の単価・数量についての確認を行う。要求水準書別紙 04 整備水準において、具体的な数字の記載（「〇〇㎡」・「〇〇基」等）がない項目については、受注者の実施する設計に基づき数量を記載すること。具体的な数字の記載がある項目については、当初分としての数量は変更しない。ただし、いずれも工事番号ごとに工種等の詳細化を行うこと。この時点での総額の変更は認めない。

次に、設計を踏まえた単価・数量についての確認を行う。上記に項目がないものについて、新たに単価・数量を合意する。上記に項目があるが、数量変更となったものは単価の変更を行わず、数量の変更のみを行う。必要に応じて総額の変更を行う。

（３） 単価・数量確定後

以降、スライド条項や設計変更等について、上記で確定した内容に基づき対応する。

	提案・入札契約	実施設計完了まで (工事費内訳書提出)		単価・数量確定後
工事費（総額）	○	変更なし	△：変更分	△
工事費（業務別）	○	変更なし	△：変更分	△
工事費（年度別）	○	○：当初分	△：変更分	△
工事費（項目別）	—	○：当初分	△：変更分	△
単価	—	○：当初分	△：変更分	△
数量	—	○：当初分	△：変更分	△

○：各段階で記入すべき項目、△：必要に応じ記入すべき項目

第5 日程

1. 入札公告

令和8年6月23日（火）

2. 現地見学会申込受付期間

令和8年6月23日（火）から令和8年7月1日（水）まで

3. 現地見学会

令和8年7月14日（火）から令和8年7月16日（木）まで 予定

4. 入札参加に係る質問書の提出期間

令和8年6月23日（火）から令和8年7月3日（金）まで

5. 入札参加に係る質問書の回答期限

令和8年7月14日（火）

6. 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期間

令和8年6月23日（火）から令和8年7月24日（金）まで

7. 一般競争入札参加資格結果通知

令和8年8月7日（金）予定

8. 本工事に係る質問書の提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年7月31日（金）まで

9. 本工事に係る質問書の回答期限

令和8年8月21日（金）予定

10. 官民対話に関する質問及び参加申請受付期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）まで

11. 官民対話

令和8年9月14日（月）から令和8年9月16日（水）まで 予定

12. 官民対話に関する質問回答の期限

令和8年10月2日（金）予定

1 3. 技術提案書の提出期間

令和 8 年 10 月 5 日（月）から令和 8 年 11 月 20 日（金）まで

1 4. 応札期間

令和 8 年 11 月 24 日（火）から令和 8 年 12 月 4 日（金）まで

1 5. 開札

令和 8 年 12 月 14 日（月）予定

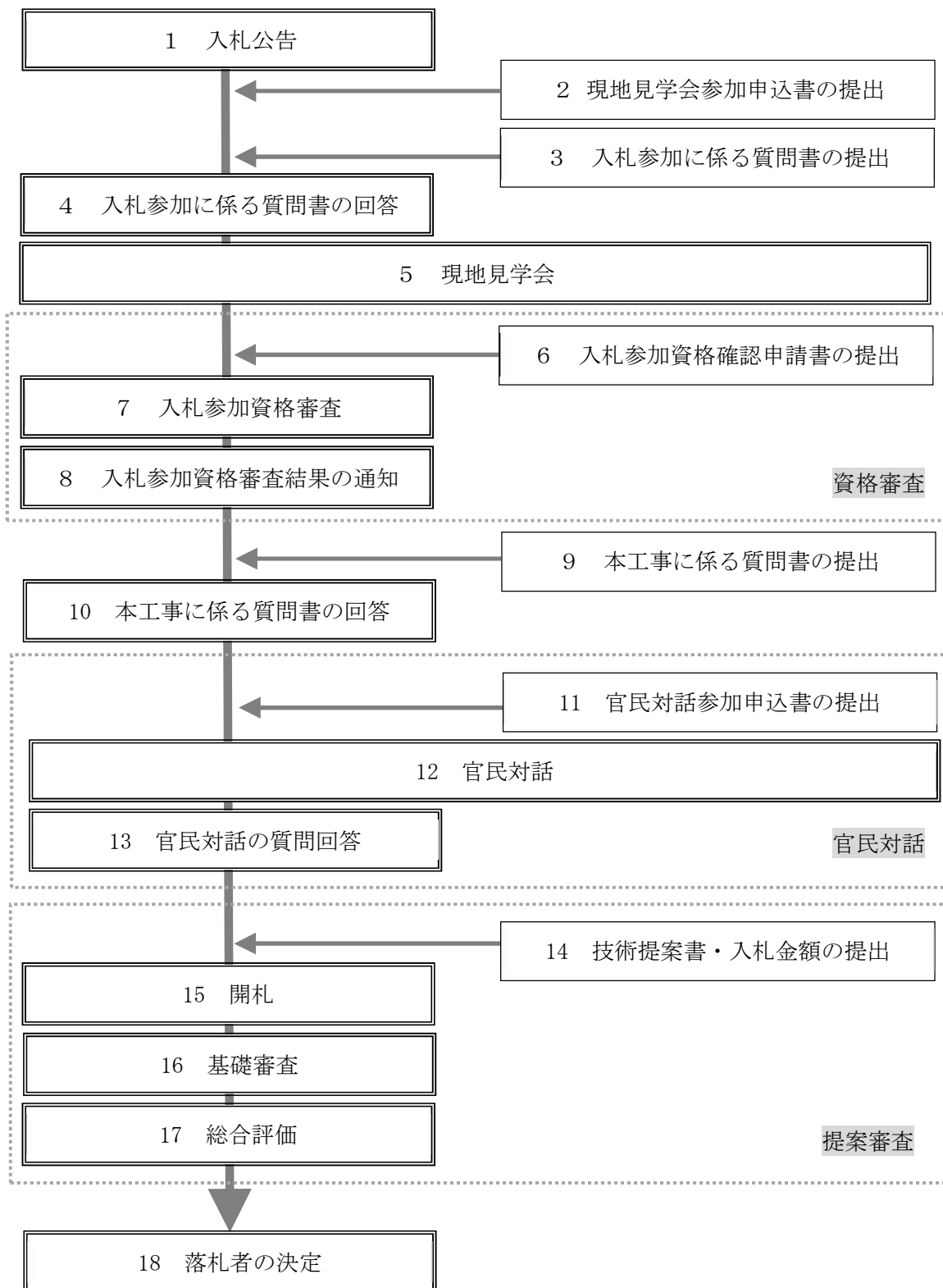
1 6. 落札者の決定

令和 9 年 1 月初旬予定

図表 落札者決定までの流れ

<発注者>

<入札参加者>



第 6 資料の閲覧

1. 受付期間

令和 8 年 6 月 23 日（火）から技術提案書の受付前日まで

2. 申込方法

要求水準書別紙 09_閲覧図書に記載のある資料の閲覧を希望する者は、事前に持参又はオンライン提出フォームにて様式第 1-1 号資料閲覧申込書を本施設へ提出すること。

閲覧の方法については、その者に別途通知する。

【持参】

午前 9 時から午後 5 時までに岐阜市中央卸売市場管理庁舎 2 階管理事務所窓口を持参すること。

ただし、午前 11 時 45 分から午後 0 時 45 分までを除く。

【資料閲覧申込書オンライン提出フォーム】

<https://logoform.jp/form/BcLm/1618093>

第 7 現地見学会

参加希望者を対象に、次のとおり、現地見学会を開催する。

1. 開催日

令和 8 年 7 月 14 日（火）～令和 8 年 7 月 16 日（木）（日時は申込締切後に別途案内）

2. 参加方法

現地見学会は、1 者あたりの参加人数は 15 名までとする。なお、現地見学会では質問を受け付けず、質問及びその回答等は、以降の本工事に係る質問書又は官民対話にて行うものとする。

現地見学会への参加希望者は、令和 8 年 7 月 1 日（水）午後 5 時までに、「様式第 1-2 号 現地見学会参加申込書」を、本施設へ持参又はオンライン提出フォームで提出すること。

【持参】

午前 9 時から午後 5 時までに岐阜市中央卸売市場管理庁舎 2 階管理事務所窓口を持参すること。

ただし、午前 11 時 45 分から午後 0 時 45 分までを除く。

【現地見学会参加申込書オンライン提出フォーム】

<https://logoform.jp/form/BcLm/1598233>

3. 開催場所

岐阜市中央卸売市場（岐阜市茜部新所 2 丁目 5 番地）

第 8 入札参加に係る質問提出及び回答

入札参加に係る質問がある者は、次に掲げる要領で様式第 1-3 号質問書を提出することができる。ただし、本工事に係る質問については行わないこと。

1. 提出期間

令和 8 年 6 月 23 日（火）午前 9 時から令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 5 時まで

2. 提出方法

持参、FAX 又はオンライン提出フォームにより提出すること。

【持参】

午前 9 時から午後 5 時までに岐阜市役所行政部契約課窓口（11 階）に持参すること。
ただし、正午から午後 1 時までを除く。

【FAX】

FAX 058-262-4471

送信前に下記まで電話連絡すること。

TEL 058-214-2951（契約課審査係）

【入札説明書等に関する質問受付（オンライン提出フォーム）】

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005593/1012081/index.html>

ただし、FAX 及びオンライン提出フォームによる場合、提出期間の最終日においては、午後 5 時までに提出すること。

3. 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 8 年 7 月 14 日（火）までに岐阜市ホームページに掲載する。
本工事に係る質問については回答しない。

第9 一般競争入札参加資格確認申請書の提出及び確認（一次審査）、結果通知

入札参加者は、次に掲げる要領により、入札参加資格確認申請書を提出すること。

1. 提出期間

令和8年6月23日（火）から令和8年7月24日（金）まで

2. 提出方法

別添資料2「一般競争入札参加資格確認申請書提出要領」による。

3. 入札参加資格結果通知

入札参加資格結果通知は、令和8年8月7日（金）までに電子入札システムにより通知する予定である。入札参加資格の確認は、申請書の受付期間の最終日をもって行うものとし、入札参加資格証明書（入札参加資格確認通知書の入札参加資格が有のものをいう。）を電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札方式の場合は、入札参加資格確認申請書の受付をもって行うものとし、入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）をもって入札参加資格証明書とする。入札参加資格証明書の交付を受けた者が、一般競争入札のため入札会場に入場するときは、入札参加資格証明書を係員に提示すること。

4. 留意事項

契約締結後に、入札参加資格確認申請時に記載した配置予定技術者又は同技術者と同等以上の技術者を配置できない場合は、契約を解除し、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に基づく参加資格停止の措置を行う。

第 10 本工事に係る質問提出及び回答

本工事に係る質問がある者は、次に掲げる要領で様式第 1-4 号質問書を提出することができる。

1. 提出期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）午前 9 時から令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 5 時まで

2. 提出方法

持参、FAX 又はオンライン提出フォームにより提出すること。

【持参】

午前 9 時から午後 5 時までに岐阜市役所行政部契約課窓口を持参すること。
ただし、正午から午後 1 時までを除く。

【FAX】

FAX 058-262-4471

送信前に下記まで電話連絡すること。

TEL 058-214-2951（契約課審査係）

【入札説明書等に関する質問受付（オンライン提出フォーム）】

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005593/1012081/index.html>

ただし、FAX 及びオンライン提出フォームによる場合、提出期間の最終日においては、午後 5 時までに提出すること。

3. 質問に対する回答

質問に対する回答は、入札参加資格者に対し、令和 8 年 8 月 21 日（金）までに電子メールにより行う予定である。

なお、本工事に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

第 1 1 官民対話

資格審査を通過した入札参加資格者（本件入札にかかる入札参加資格確認の結果、入札参加資格確認通知書の交付を受けた者をいう。）を対象に、発注者は、官民対話を行う予定である。

官民対話は、共同企業体単位で実施することとし、1 共同企業体あたりの参加人数は 15 名までとする。

官民対話は、主に、①発注者の意向（本工事の特性・コンセプト、提案を求めたいポイント等）への理解を促進、②官民の役割分担やリスク分担への齟齬の最小化、③本工事において発注者が要求するサービス水準未達の防止、④それらを以て創意工夫の発揮により優れた提案を求めることを目的として実施する予定である。なお、官民対話の概要及び日程等については、官民対話の参加者に対して、別途連絡する。

官民対話の正式な結果（受注者からの質問及びそれに対する発注者の回答）については、民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、入札参加資格者に対し、令和 8 年 10 月 2 日（金）までに電子メールにより行う予定である。

官民対話への参加を希望する入札参加資格者の代表構成員は、「様式第 1-5 号官民対話参加申込書」を本施設へ持参又はオンライン提出フォームで提出すること。

【官民対話】

開催日時：令和 8 年 9 月 14 日（月）～ 9 月 16 日（水）（予定）（申込締切後に別途案内）

開催場所：岐阜市中央卸売市場（岐阜市茜部新所 2 丁目 5 番地）を予定

（申込締切後に別途案内）

参加申込期間：令和 8 年 8 月 24 日（月）から令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時まで

【持参】

午前 9 時から午後 5 時までに岐阜市中央卸売市場管理庁舎 2 階管理事務所窓口を持参すること。

ただし、午前 11 時 45 分から午後 0 時 45 分までを除く。

【官民対話参加申込書オンライン提出フォーム】

<https://logoform.jp/form/BcLm/1598241>

第 1 2 入札の辞退

入札参加資格確認後、開札までの間に入札参加を辞退することができる。また、開札までの間に入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加を辞退しなければならない。

その他、入札説明書等に記載のない事項については「岐阜市競争入札心得」による。

第 13 技術提案書の提出

資格審査を通過した入札参加資格者は、入札に際し価格以外の評価を行うために必要な技術提案書を提出するものとする。詳細については、「別添資料 3 技術提案書の提出依頼について」による。

第 1 4 入札及び開札

1. 応札期間

令和 8 年 11 月 24 日（火）から令和 8 年 12 月 4 日（金）まで

2. 開札日

令和 8 年 12 月 14 日（月）予定

3. 入札場所

岐阜市役所行政部契約課入札室

4. 入札書等の提出について

本工事全体施行に係る共同企業体の代表構成員は、入札書及び工事費内訳書を、電子入札システムにより提出（電子入札運用時間に限る。）すること。また、入札可能な I C カードは、本工事全体施工に係る共同企業体の代表構成員の I C カードとする。共同企業体の構成員から代表構成員に対し入札及び見積りに関する権限を委任した旨の委任状の提出を求める。ただし、岐阜市電子入札運用基準（平成 16 年 11 月 15 日決裁）1 紙入札承諾の基準により、発注者が認めた場合は、入札書を書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができる。

5. 発注者が紙入札方式への変更を認めた場合

紙入札方式参加承諾願（岐阜市電子入札運用基準 様式第 1 号）を提出し、発注者の指示に従うこと。紙入札方式で入札する場合は、郵送及び F A X による入札は認めない。その他、電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙「入札（見積）書類の提出等について」による。

6. その他

その他、入札説明書等に記載のない事項については「岐阜市競争入札心得」による。

第 15 入札の中止等

入札参加者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、発注者は、当該入札参加者を入札に参加させない。

また、入札参加者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、発注者は、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

その他、入札説明書等に記載のない事項については「岐阜市競争入札心得」による。

第 16 落札者の決定等

1. 落札者の決定方式

「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式を適用する。価格以外の要素については、「別添資料 3 技術提案書の提出依頼について」による。

入札参加資格者から提出された技術提案書は、審査委員会・建設工事等業者選定委員会において審査を行う。審査委員会・建設工事等業者選定委員会は、委員も含め非公開とする。技術提案の審査にあたって、発注者によるヒアリングを実施する。

なお、入札参加者の構成員等が、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、入札参加者は失格とする。

2. 落札者の決定方法

提案内容を評価する「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

(1) 総合評価の方法

技術提案の評価と価格を総合的に評価した評価値を指標として、評価値の大きい順に入札参加資格者に順位を付ける。評価値の算出方法は、除算方式（ $\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$ ）とする。

(2) 評価方法

- ア. 評価項目ごとの最低限の要求要件を满足する場合に標準点（100 点）を与え、さらに技術提案書の内容に応じ、加算点を与える。
- イ. 総合評価は、標準点と「別添資料 3 技術提案書の提出依頼について」4（1）「技術的能力の評価基準等」によって得られる加算点の合計を当該入札参加資格者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

- ア. 入札参加資格者は、価格及び技術提案書をもって入札し、次の（ア）（イ）の要件に該当する者のうち（2）「評価方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、（ア）（イ）の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）評価値が、標準点（100 点）を予定価格で除した数値を下回らないこと

- イ. アにおいて、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落

札者を決定する。

3. 評価内容の担保

技術提案書に記載されたすべての内容について、履行状況の検査を行う。

受注者の責めにより技術提案書の内容が履行されず、評価内容が満足できないと認められる場合は、発注者が改善勧告を行う。その上で勧告内容から著しく乖離し、改善が認められない場合には、次の（１）、（２）の計算方法により、減点分を金額換算（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）し、工事目的物の完成期限前においては減額変更を、工事目的物の完成期限後においては損害賠償請求を行う。なお、契約約款第 54 条の規定は、本損害賠償請求について適用する。

（１） 市内本店業者の活用率

契約金額に変更が生じた場合、変更後の契約金額を用いて、活用率を算出する。活用率の算出に用いる変更後の契約金額に相当する額は、変更の原因等を発注者と協議した上で、決定する。

$$\text{減額金額（損害賠償請求額）} = \{1 - (100 + \delta + \varepsilon) / (100 + \alpha)\} \times D$$

D：当初の契約金額又は変更が生じた場合は、変更後の契約金額

α ：当初の加算点（全項目）

δ ：達成度合いに応じて再計算した加算点（市内本店業者の活用率）

ε ：当初の加算点（市内本店業者の活用率以外の項目）

（２） 市内本店業者の活用率以外の項目

$$\text{減額金額（損害賠償請求額）} = \{1 - (100 + \beta + \gamma) / (100 + \alpha)\} \times C$$

C：契約金額

α ：当初の加算点（全項目）

β ：達成度合いに応じて再計算した加算点（市内本店業者の活用率を除く項目）

γ ：当初の加算点（市内本店業者の活用率）

（３） その他

技術提案書に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は資格停止措置を行うことがある。

第 17 その他

1. 問合せ先

岐阜市役所行政部契約課

電話番号：058-265-3894（請負係）

電話番号：058-214-2951（審査係）

2. その他

- （1）落札決定に当たっては、入札書の記載金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加資格者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- （2）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （3）入札に際して、電子入札システムにより工事費内訳書を提出すること。
- （4）受注者は、岐阜市中央卸売市場再整備事業施設整備工事契約約款（契約書を含む。）に基づき、設計図書等に従い契約履行しなければならない。
- （5）本件は、申請書等の提出及び入札を電子入札システムにより行う。
- （6）電子入札システムにより提出する入札及び申請書等は、電子入札システムサーバーに到達した時、提出したものとみなす。
- （7）紙入札等で入札会場に入場する場合は、移動通信端末等の通信機器は持ち込まないこと。
- （8）落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定通知書を受けた日から契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- （9）第 5 から第 16 までに掲げる期間には、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第 45 号）に規定する本市の休日を含まない。
- （10）岐阜市公共工事苦情処理手続要領（平成 14 年 4 月 1 日決裁）により苦情申立てを行うことができる。
- （11）契約締結後、契約への違反、不正又は不誠実な行為等により、契約の相手方として不適当であると認められる者については、契約約款第 45 条の規定に基づき契約解除し、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に基づき入札参加資格停止措置を行う。

本入札説明書では、以下のように用語を定義する。

用語	定義
本工事	岐阜市中央卸売市場再整備事業施設整備工事
本施設	岐阜市中央卸売市場
市	岐阜市
本敷地	本工事の敷地
再整備事業	岐阜市中央卸売市場再整備事業
各業務	統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務
要求水準書	岐阜市中央卸売市場再整備事業施設整備工事要求水準書
契約約款	岐阜市中央卸売市場再整備事業施設整備工事契約約款
代表構成員	構成員の中から代表となる企業
入札参加者	本公告に係る入札に参加を希望する者
資格審査を通過した 入札参加資格者	本件入札にかかる入札参加資格確認の結果、入札参加資格確認通知書の交付を受けた者
支払限度額	各会計年度における支払の限度額